

聖籠町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町規則第17号

聖籠町職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則（昭和41年聖籠町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表第1」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

第14条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び町長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると町長が認めるものに限る。）

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日にお

けるものに限る。)をされたこと。

イ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第2項に規定する職員派遣（第15条の2第1項第3号及び第15条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰したこと又は同法第10条第1項に規定する採用をされたこと。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。